

会議名	ご遺族支援コーナー業務委託事業候補者選考委員会 第2回事業候補者選考委員会	
開催日時	令和8年1月21日（水曜日）午前9時から午前10時30分まで	
開催場所	高輪地区総合支所4階会議室	
委員	明治学院大学名誉教授 芝地区総合支所長 港区民生委員・児童委員協議会会長 港区社会福祉協議会事務局長 保健福祉支援部長	岡本多喜子（委員長） 横尾恵理子（副委員長） 田中泉（委員） 長谷川浩義（委員） 荒川正行（委員）（欠席）
事務局	芝地区総合支所区民課	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 第1回選考委員会議事録について (2) 第一次選考結果について (3) 第二次選考について 3 今後のスケジュールについて 4 閉会	
配付資料	[席上配付] ・次第 ・資料1 第1回選考委員会会議議事録（案） ・資料2 第一次審査結果（案） ・資料2-2 各委員の第一次審査採点表（ご本人分のみ） ・資料3 第3回選考委員会進行スケジュール（案） ・資料3-2 第二次審査の実施に関する留意事項（案） ・資料3-3 第二次審査採点表（案） ・参考資料 募集要項・仕様書・選考基準 一式	

会議の内容	
	<p>【1 開会】 (委員長から開会の発言)</p>
委員長	荒川委員から本日欠席との連絡を受けている。委員が欠けた場合の対応について事務局から説明願う。
事務局	<p>本委員会設置要綱第6条第2項の規定により、本日過半数の委員が出席しているため、本委員会は有効に成立している。</p> <p>また、第一回選考委員会にて一次審査の満点を1000点とし、一次審査通過目安を満点の6割としていることから、本日出席の委員4名の採点を1.25倍することで、1000点満点に調整できればと考えている。</p>
委員長	<p>調整方法について承知した。この点について異議等はあるか。</p> <p>(委員一同異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしということで、各委員の一次審査点数を1.25倍して1000点満点に調整することとする。</p> <p><u>⇒一次審査の合計点は出席委員4名の採点を1.25倍して調整</u></p>
	<p>【2 (1) 第1回選考委員会議事録について】 (事務局より資料1について説明)</p>
委員長	<p>第1回の議事録の内容について意見、質問はあるか。</p> <p>(委員一同異議なし)</p>
委員長	<p>それでは、資料1のとおり議事録は確定とする。</p> <p><u>⇒第1回選考委員会の議事録は提案どおりで確定</u></p>

会議の内容	
	<p>【2（2）第一次選考結果について】 （事務局より資料2、資料2-2について説明）</p>
委員長	<p>今回、応募はA事業者、B事業者の2者であったが、この選考委員会ではこの2者が二次審査に進めるかどうかを議論したい。</p>
事務局	<p>（事務局採点について説明）</p>
委員A	<p>事務局採点の項番3「見積額」の採点にあたって、A事業者とB事業者が提示した見積書の経費内訳の詳細さに差があったように思うが、これは採点に影響はしないのか。</p>
事務局	<p>従事人数や実施内容について、事業者ごとに差異があることから提案内の見積内訳についても単純な比較は困難である。また、人件費単価など評価に必要な内訳が記載されていることから、事務局として両事業者の見積書の体裁に問題はないと判断している。</p> <p>現時点の評価としても、区が示す事業費上限額に対する見積額総額の割合をもとに採点しており、評価決定には影響していない。</p>
委員長	<p>事務局採点の内容について承知した。それでは、各委員から自身の評価内容について説明願う。</p>
委員B	<p>A事業者は、全体的に基本事項は押さえている印象である。ただし、提案書を「各様式A4一枚」と指定しているのに、枚数が多かったり文字が小さかったり守られていない印象がある。</p> <p>欠員対応やコミュニケーションツールの活用、女性活躍、両立支援にも言及している点は評価できる。</p> <p>一方、港区ならではの記載がなく、抽象的な記載が多い点は低く評価した。B事業者は支所制度など、区の実態を押さえたうえで改善を図る内容となっている。</p> <p>ただし、利用率向上の施策や独自提案については、港区ならではの自治体でも言えるような普遍的な内容だと感じた。</p>

会議の内容	
委員C	A事業者は、記載量は非常に多いが、内容が要約されておらず細かすぎる印象である。記載内容に心配な部分もあり、内容が分かりにくいと感じた。 B事業者は、記載が簡潔でわかりやすい印象である。ただ、簡潔にまとめすぎているところもあり、もう少し突っ込んで内容を聞きたい部分もあった。
委員長	評価項番2項目3(1)「庁内手続きのワンストップサービス、効率改善の提案」について、委員DがA事業者4点であるのに対し委員Cが2点となっている。この差の理由はなにか。
委員C	内容がわかりにくかったため2点とした。
委員D	F A Qを細かく作成するという点を高く評価した。
委員長	点数の差異について承知した。
委員D	A事業者は枚数制限超過しているが、教育部分の超過は個別補足資料の「別紙」として扱った。かなり手厚く書いているため高評価としている。 一方、利便性向上の提案については別途費用が必要となっていたため評価対象外とした。 総じてそつのない内容だが踏み込んだ提案がない印象である。 B事業者は、従事者教育の点についての記載が薄い。 一方、予約期限の短縮と予約枠延長は利便性につながるが事前準備が間に合うのか懸念がある。 一部説明が不十分な点もあるが、全体的に前向きな提案だと感じた。 プレゼンの際に聞くが、B事業者は現場管理責任者が35日しか来訪せず、かつ7名が登録されている点について疑義がある。 また、A事業者の業務責任者が19件兼任である点や、B事業者の従事者が7名日替わりという点について、いずれも適切なサービスが維持されるのかを確認したいと感じた。
委員長	評価項番2項目1(1)「従事者教育」について、委員DがA事業者5点であるのに対し委員B、委員A、が3点となっている。委員Dの点数の理由はなにか。
委員D	A事業者の研修が具体的に記載されており高い評価とした。

会議の内容	
委員長	評価項番2項目2(1)「個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策」について、委員DがB事業者5点であるのに対し委員Aが3点となっている。委員Dの点数の理由はなにか。
委員D	別紙に具体的な記載がしっかり書かれている。A事業者の資料には「マイナンバー」という表現がない。記載の詳細さから相対的に差をつけた。
委員長	評価項番2項目5(1)「独自の提案内容」について、委員AがB事業者5点であるのに対し、委員B、委員Dが3点となっている。この差の理由はなにか。
委員D	A事業者、B事業者ともにあまり代わり映えしない印象であるため、平均点として3点を付けた。
委員A	<p>A事業者は枚数制限を超過しており、文字も小さくうまくまとめられていないため、区側の指示を守っておらず厳しめに採点した。</p> <p>従事者教育も書いてはいるが標準的な内容にとどまっている。</p> <p>ワンストップサービスも普通の印象である。また、職員に担わせる業務も多いため、区として織り込み済みなのか気になった。</p> <p>様式9にのぼり旗をたてて利用促進との記載があるが、住民感情として逆効果ではないかと感じ、配慮が薄い印象を受けた。</p> <p>様式10に記載の個別面談実施は評価ができる。</p> <p>ただ、外国人への支援で翻訳ツールを使用と記載しているが、掲載されている写真では簡単な日本語をスマホに提示している。日本語が読めない方への配慮がないと感じた。</p> <p>B事業者は、マイナンバーに関する記載は普通の印象である。</p> <p>様式9の利用率向上に対する取組は、デジタル媒体を使っていることと、第三者通訳が入ることは評価している。</p> <p>独自提案に記載のある子ども世代へのアプリ活用は興味深いと感じた。</p> <p>資料の体裁も、追加情報は補足資料として記載があり、区が提示したルールを守っている印象である。</p>

会議の内容	
委員長	各委員がA事業者に対し資料の提出ルールを守っていない点に言及しているが、事務局に対しA事業者から提出ルールに関する問合せはあったか。
事務局	質問受付期間において、A事業者からの資料作成や提出に関連した問合せはなかった。
委員長	各委員の採点を踏まえ、採点内容の修正はあるか。
委員D	評価項番2項目1(1)「従事者教育」についてA事業者の採点の5点を4点に変更したい。
委員長	点数変更について承知した。
委員C	A事業者の管理者が19件兼任する点について、この兼任とは他の自治体の同様の業務の兼任ということか。
事務局	同様の業務の兼任ではなく、他自治体の別業務を受託している形である。
委員A	A事業者が港区以外でどのような内容の業務を受託しているのか。
事務局	受託業務の詳細は事業者特定につながる可能性がある為お答えできません。
委員A	評価項番2項目2(1)「個人情報保護・マイナンバー・情報セキュリティ対策」について、A事業者は業務内で朝礼と夕礼があると記載されているが、B事業者は朝礼のみの記載である若干差がある。業務終了後の会議というのは情報共有の観点から有用であり評価している。
委員長	委員DがB事業者を高く評価をした理由はなにか。
委員D	かなり詳細に記載しており、具体的に書かれているので評価した。
委員長	評価理由について承知した。

会議の内容	
委員A	私のB事業者の評価を3点から4点に変更したい。 また、評価項番2項目5(1)「独自の提案内容」について、他の委員の講評を踏まえ、一般的な提案にとどまっていることから5点を4点に変更したい。
委員長	ほかに採点内容の変更はあるか。 (委員一同発言なし)
委員長	それでは、第一次選考の採点についてはこれまでの修正を反映し確定とする。 ⇒ <u>第一次選考結果が確定</u>
委員長	では、採点結果に基づき各事業者の得点状況について事務局から説明願う。
事務局	A事業者は、合計が委員Ⅰ：99点、委員Ⅱ：104点 委員Ⅲ：109点、委員Ⅳ：102点となり414点となった。 この点数に欠席の荒川委員の採点分の調整として、合計点を1.25倍し端数を四捨五入した結果、調整後の合計点は518点となった。 B事業者は、合計が委員Ⅰ：122点、委員Ⅱ：113点、委員Ⅲ：115点、委員Ⅳ：109点となり459点となった。 この点数に欠席の荒川委員の採点分の調整として、合計点を1.25倍し端数を四捨五入した結果、調整後の合計点は574点となった。
委員長	事務局採点および加点項目についても説明願う。
事務局	委員採点分に事務局採点分を加算すると、A事業者が603点、B事業者が729点となる。 各事業者の加点項目の状況は、A事業者は20点を加点、B事業者は40点を加点する。 以上を踏まえ、一次審査の最終的な得点は、A事業者が623点、B事業者が769点となる。

会議の内容	
委員長	<p>一次審査の結果は1位がB事業者、2位がA事業者となった。 いずれの事業者も一次審査の選考ラインである600点は超過しているので、 2者とも二次選考に進めるということでよいか。 (委員一同異議なし)</p>
委員長	<p>それでは、A事業者、B事業者を第一次選考の通過事業者とする。 ⇒<u>A事業者、B事業者が第一次選考の通過事業者</u></p> <p>【2(3) 第二次選考について】 (事務局より資料3、資料3-2、資料3-3について説明)</p>
委員長	<p>第二次選考のスケジュール、採点基準等について、ご意見、ご質問はあるか。 (委員一同発言なし)</p>
委員長	<p>それでは、スケジュール、採点基準、留意事項についてはこれで確定とする。 ⇒<u>第二次選考のスケジュール、採点基準、留意事項については提案どおりの内容で確定</u></p>
委員長	<p>その他ご意見、ご質問はあるか。</p>
委員D	<p>第二次選考の留意事項として、A事業者が補足資料の提出ルールを誤解していないか不安に感じる。プレゼン時の補足資料の画面投影は可能だが、資料の追加は認めていない。一次審査の提案書の体裁を考えると、新たに資料を作成してくる可能性もあるため、プレゼン時のルールの周知徹底が必要だと思いがいかがか。</p>
事務局	<p>両者にプレゼン時の資料提出等に関する注意事項を配付する。</p> <p>【3 今後のスケジュールについて】 (事務局より説明)</p>
委員長	<p>その他ご意見、ご質問はあるか。 (委員一同発言なし)</p>
委員長	<p>それでは、これで第2回事業候補者選考委員会を閉会する。 (閉会)</p>